

パブリックコメント参考資料

町田市福祉のまちづくり総合推進条例 の改正（案）の考え方

市では、高齢者、障がい者をはじめ、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備するため、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」の改正の検討を進めてきました。

条例の改正にあたり、より多くの市民の方のご意見を伺いたいと考えています。本資料をご参考にされ、ご意見をお寄せください。

町田市地域福祉部福祉総務課

取り組みの背景

町田市では、「車いすで歩けるまちづくり」を市政の基本として、1974年（昭和49年）全国に先駆けて町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱を制定した。さらに1993年（平成5年）には要綱を強化した「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」を公布し、高齢者、障がい者、妊産婦そして子どもたちと、すべての人にとって住みやすいまちづくりを推進し、全国的な福祉のまちづくりのモデルとなっている。

町田市福祉のまちづくり総合推進条例制定から15年以上が経過し、本格的な高齢化、少子化の到来や、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「東京都高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」が施行され、また、障害者の自立に関する「障害者自立支援法」が施行されるなど、福祉のまちづくりを取巻く状況は目まぐるしく変化しています。

このような状況に対応するため、心のバリアフリー^{※1}やユニバーサルデザイン^{※2}をはじめ、福祉のまちづくりを総合的に達成することを基本とし、高齢者、障がい者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるよう、新たな法律等との整合性を図りながら、現行条例を改正していこうと考えております。

※1 心のバリアフリー：心の中にあるバリアを取り除き、すべての人の存在をお互いに理解し、支えあう考え方をいう。

※2 ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、すべての人にとってできる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすること。

1 条例改正（案）のポイント

- (1) 心のバリアフリーやユニバーサルデザインをはじめとする、福祉のまちづくりを総合的に推進する考え方を基本理念とすること
- (2) 福祉のまちづくりを推進するための基本的事項として、従来からの健康の確保、社会参加の促進に加えて、情報、サービスおよび心のバリアフリーに関する取り組みを行うこと
- (3) 福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本となる計画を策定すること
- (4) 都市施設^{※3}等の整備に関して、町田市が条例制定以降15年余にわたって積み重ねてきた取り組みを基本において、国の法律や東京都の条例制定の動きと整合を図りつつ、より質の高い整備を推進し実現すること

※3 都市施設：病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅、車両等の停留場を構成する施設、道路、公園その他の多数の者が利用する施設をいう。

2 条例改正（案）の考え方

(1) 心のバリアフリーやユニバーサルデザインをはじめとする、福祉のまちづくりを総合的に推進する考え方を基本理念とします。

条例本文（案）

（前文）

すべての人が、ひとりの人間として尊重され、社会参加の機会を平等に持つことにより自己実現を果たせる社会を実現することは、私たちの願いであり、責務でもある。

町田市では、「車いすで歩けるまちづくり」を市政の基本として、1974年（昭和49年）全国に先駆けて町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱を制定した。さらに1993年（平成5年）には要綱を強化した「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」を公布し、高齢者、障がい者、妊産婦そして子どもたちと、すべての人にとって住みやすいまちづくりを推進し、全国的な福祉のまちづくりのモデルとなっている。

しかし、21世紀に入り、高齢化や少子化が一層進み、社会がこれまで以上に多様化している。それらの社会変化を踏まえ、すべての人が基本的人権を尊重され、自らの意思で行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるよう、心のバリアフリーやユニバーサルデザインをはじめ、福祉のまちづくりを総合的に達成するための取組を推進していくとともに、地域社会における連携を深め、相互に協力する必要がある。

さらなる未来に向けて、すべての人にとって住みやすいまちづくりを推進していくために、市民の総意で取り組む決意をもって、この条例を制定する。

《考え方》

市では、福祉のまちづくりを実現させるため、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」に基づき、市、事業者、市民の協働のもと、都市環境の整備に努めてまいりました。

21世紀に入り、高齢化や少子化が一層進み、社会がこれまで以上に多様化しています。今後の「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」では、それらの社会変化を踏まえ、すべての人が基本的人権を尊重され、自らの意思で行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるよう、心のバリアフリー

化を進めます。また、これまで進めてきた都市施設のバリアフリー化については、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れます。

福祉のまちづくりを総合的に達成するため、これらの取組みを推進していくとともに、地域社会における連携を深め、相互に協力する必要があると考えています。

- (2) 福祉のまちづくりを推進するための基本的事項として、従来からの健康の確保、社会参加の促進に加えて、情報、サービスおよび心のバリアフリーに関する取組みを行います。

具体的には、以下のような内容を盛り込みます。

- ① 情報の提供、共有に努めます。

条例本文（案）

（安全で快適な利用等のための情報提供等）

- 1 市長、市民及び事業者は、福祉のまちづくりを推進するため、相互に情報を提供し合い、情報の共有に努めるものとする。
- 2 市長は、福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供又は必要な指導及び助言に努めるものとする。
- 3 市長は、市民、事業者等が行う先導的な情報提供の取組についての成果が普及するよう、努めなければならない。

《考え方》

福祉のまちづくりを進めていく上で、すべての人が等しくあらゆる手段で情報を入手でき、また発信していくことが重要です。このため、市、事業者、市民が相互に福祉のまちづくりに関する情報を提供し合い、情報の共有ができるよう、情報に係る規定を設け、取組みを推進していきます。

- ② 心のバリアフリーの普及及び啓発に努めます。

条例本文（案）

（心のバリアフリーの普及及び啓発）

- 1 市長は、福祉のまちづくりに関する意識の高揚を図るため、心のバリアフリーの普及及び福祉のまちづくりに関する教育の充実に努めるものとする。
- 2 市長は、補助犬の同伴や障がい等を理由に、都市施設の利用を妨げられることのないよう、心のバリアフリーの啓発を行うよう努めるものとする。

《考え方》

福祉のまちづくりに関する意識の高揚を図ります。一人ひとりが、思いやりの心を持ち、お互いにそれぞれの立場を理解し、行動できるよう心のバリアフリーの普及および福祉のまちづくりに関する教育の充実に努めます。また、補助犬^{※4}の同伴や障がい等を理由に、施設の利用を妨げられることのないよう、心のバリアフリーの啓発を行うよう努めます。

※4 補助犬：身体障害者補助犬法第2条第1項で規定する身体障害者補助犬のことをい、盲導犬、介助犬及び聴導犬の3種がある。

(3) 福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本となる計画（以下「推進計画」という。）を策定します。

条例本文（案）

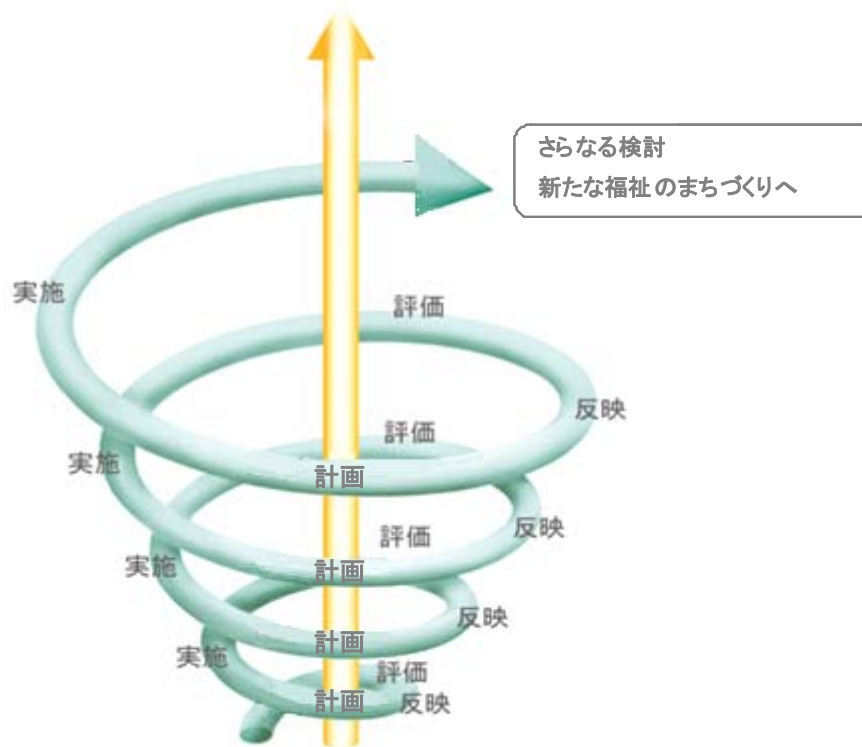
（計画の策定）

- 1 市長は、市のすべての施策のうち、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「推進計画」という。）を策定する。
- 2 推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 福祉のまちづくりに関する目標
 - (2) 福祉のまちづくりに関する施策
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策を推進するための重要事項
- 3 市長は、推進計画の策定に当たり、市民及び事業者の意見を聴くとともに、福祉のまちづくりに関する施策の評価を行い、その結果を推進計画に反映させるものとする。
- 4 市長は、推進計画を策定し又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

《考え方》

推進計画では、福祉のまちづくりに関する目標・施策のほか、福祉のまちづくりに関する施策を推進するための重要事項を定めま

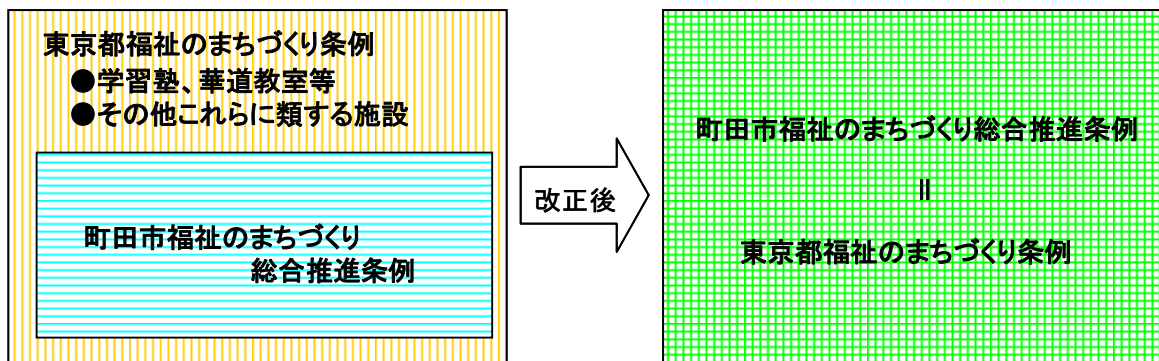
す。
福祉のまちづくりを総合的に推進するには、過程が重要となります。推進計画の策定にあたっては市民や事業主のご意見をお聴きし、施策の実施にあたっては評価を行い、評価結果を施策や計画等に反映させること（スパイラルアップ）を規定いたします。



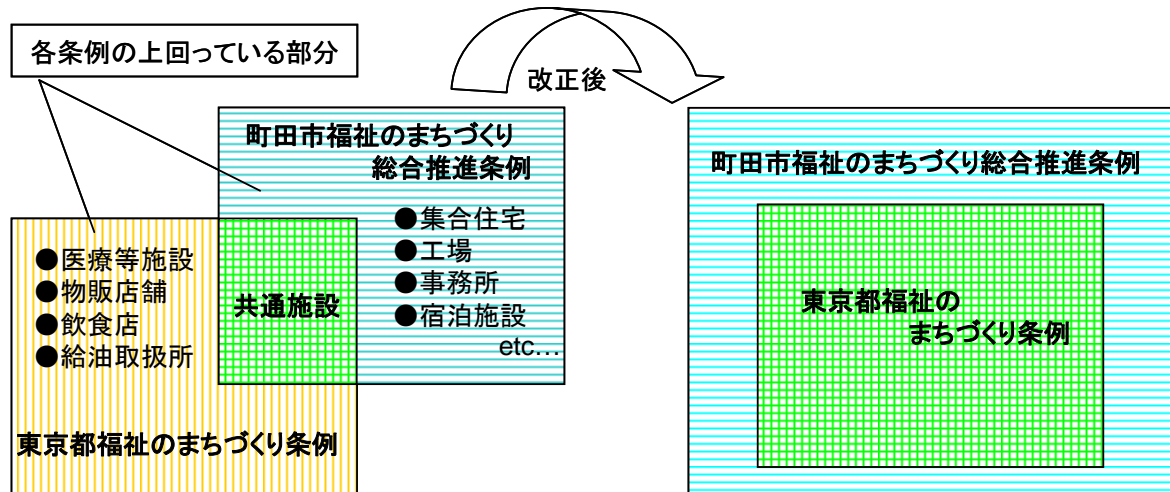
スパイラルアップの仕組み

(4) 都市施設等の整備に関して、町田市が条例制定以降 15 年余にわたって積み重ねてきた取り組みを基本において、国の法律や東京都の条例制定の動きと整合を図りつつ、より質の高い整備を推進し、実現します。

【整備対象施設(用途)】



【整備対象施設(規模)】



具体的には、以下のような内容を盛り込みます。

- ① 整備基準適合証を交付します。

条例本文（案）

（整備基準適合証の交付及び都市施設の検査）

- 1 施設所有者等は、都市施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、市長に対し、整備基準に適合していることを証する証票（以下「整備基準適合証」という。）の交付を請求することができる。
- 2 市長は、前項の請求があった場合において、当該都市施設が、整備基準に適合しているかどうかについて、市長の指定する職員に検査をさせるものとする。
- 3 市長は第1項の請求があった場合において、当該都市施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該施設所有者等に対し、整備基準適合証を交付するものとする。

《考え方》

都市施設で、整備基準^{※5}をすべてクリアしたものについて、整備基準適合証（プレート）を交付します。これを施設へ掲げていただき、高齢者、障がい者等がより使いやすい施設である、という情報の発信につなげていきたいと考えています。

※5 整備基準：都市施設を高齢者や障がい者を含めたすべての人が円滑に利用できるようにするための措置に関して、都市施設を所有し、又は管理する者の判断基準をいう。

② 思いやり駐車区画の整備を進めます。

条例本文（案）

（思いやり駐車区画の整備）

市が特定都市施設を設置する場合、思いやり駐車区画を設置するよう努めなければならない。

《考え方》

町田市では2007年度より市の施設において、思いやり駐車区画^{※6}の整備を順次進めているところです。思いやり駐車区画の整備を規定することで、今後の取組みを推進するとともに、思いやり駐車区画の意義等の啓発に努めます。

※6 思いやり駐車区画：障がい者だけでなく、妊産婦・乳幼児連れの人・内部障がい者・歩行困難高齢者・療養・リハビリ中の人利用可能な駐車区画をいう。

3 条例改正（案）の構成

前文	町田市の福祉のまちづくりに対する考え方を示します。
1. 総則	条例の目的や基本理念、責務等を定めます。
2. 基本的事項	福祉のまちづくりを推進していくための基本的な事項を定めます。
3. 推進計画の策定	市のすべての施策のうち、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画を策定することを定めます。
4. 都市施設の整備	都市施設の整備に関する基本的事項を定めます。
5. 推進協議会	福祉のまちづくりを推進していくため有識者、市民、事業者などで構成された協議会について必要な事項を定めます。
6. 雑則	その他、条例の施行に必要な事項の委任を定めます。
附則	施行時期などについて定めます。

4 条例改正（案）の策定に向けたスケジュール

2009年 9月21日	
～10月20日	パブリックコメントの実施
2009年12月中旬	パブリックコメントの結果と反映 市の考え方の公表
2010年 3月	条例改正（案）議会上程予定
2010年 4月	条例公布・施行予定

5 パブリックコメント手続き（意見公募）について

町田市福祉のまちづくり総合推進条例の改正（案）の考え方についてご意見を募集します。

○案の公表方法

- 広報まちだ9月21日号に概要を掲載します。
- 9月21日から町田市ホームページに詳細を掲載します。
- 下記窓口にて資料を配布します。（点字版の閲覧及びSPコード貼付資料も下記窓口で配布します。）

福祉総務課（市役所本庁舎2階）、市民相談室（市役所本庁舎1階）、市政情報やまびこ（市役所中町分庁舎1階）、市民協働推進課（町田市民フォーラム3階）、各市民センター、木曾山崎センター、玉川学園文化センター、各市立図書館、市民文学館

※業務時間は、平日の午前8時30分から午後5時までです。尚、市民センター、市立図書館、市民文学館の業務時間については、各施設または町田市コールセンター（042-724-5656）にご確認ください。

○募集期間 2009年9月21日(月) から10月20日(火)

○提出方法

- ① 郵送の場合 〒194-8520 町田市中町 1-20-23 福祉総務課あて
- ② ファクシミリの場合 FAX 042-724-1187
- ③ 電子メールの場合 mcity450@city.machida.tokyo.jp
- ④ 上記資料配布窓口への提出（上記※の業務時間内のみ提出できます。）

○注意事項

※書式は自由ですが、住所、氏名、電話番号、件名（町田市福祉のまちづくり総合推進条例の改正（案）の考え方）をご記入ください。

※電話・窓口での口頭によるご意見はお受けできません。

※ご意見への個別の回答は行いません。

※公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。

※寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、町田市広報紙及びホームページ等で12月中旬に公表いたします。（公表する際は個人情報を除きます。）

○問い合わせ先

町田市地域福祉部福祉総務課 TEL 042-724-2133
FAX 042-724-1187